

2010年2月18日

内田隆

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombnagoya.gr.jp>

個人情報保護条例に基づく苦情申し立て

愛知県個人情報保護条例13条に基づき、愛知県監査委員に対して以下苦情を申し立てます。

住民監査請求時の記載項目について

愛知県監査委員事務局が作成する「愛知県職員措置請求書様式」には、請求者が記載する項目として、「住所」「職業」「氏名」「印」を挙げている。

しかしながら、監査事務局は、住民監査請求時に資格要件（当該自治体に居住するもの）を確認する必要があるが、「職業」を確認する必要性はない。

これは、愛知県個人情報保護条例第6条「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。」に反する。

よって、住民監査請求時に「職業欄」を書かせる必要性はないと考え、上記苦情を申し立てる。

【参考】

- ・ 地方自治法施行令 172条

地方自治法第二百四十二条第一項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

- ・ 地方自治法施行規則13条

地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

- ・ 別記様式

住所 氏名 職業 印

以上